**平成３０年（フ）第１６号**
埼玉県川口市朝日１丁目14番25号　川口城北マンション301号
債務者　須貝　泰行
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第５８号**
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―1328号
債務者　古川　優助
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第６９６号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地235番地49
債務者　星　　修
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成３０年（フ）第５５号**
埼玉県春日部市粕壁東３丁目３番33号　ジュネパレス春日部第３―302
債務者　伊勢谷晃博
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成３０年（フ）第２３号**
埼玉県行田市門井町２丁目14番地20　エメラルドハイツＡ102、旧住所埼玉県行田市門井町２丁目２番地16　サンハイツ大沢Ｂ102
債務者　石山恵里奈（旧姓加藤・佐藤）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成３０年（フ）第２４号**
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷125番地２　クリード武蔵嵐山、旧住所埼玉県比企郡吉見町大字大和田327番地１
債務者　小澤　昌二
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成３０年（フ）第３７号**
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営熊谷玉井住宅Ａ―409号室
債務者　國井　公明
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第５８１号**
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―725号
債務者　町谷　勝造
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成３０年（フ）第２４号**
大阪府和泉市府中町４丁目18番２―204号
債務者　柗野　拓哉
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成３０年（フ）第２６号**
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北１丁目１番９号
債務者　平嶺　成雄
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成３０年（フ）第３７号**
大阪府和泉市上代町776番地の１―126、前住所大阪府堺市北区新金岡町５丁９番203号クレストコート新金岡303号
債務者　永易　　愛（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成３０年（フ）第４２号**
大阪府泉大津市なぎさ町２番７―805号
債務者　堀之内和幸
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成３０年（フ）第１５号**
札幌市中央区南３条西22丁目２番23―205号
債務者　赤平　裕一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第６０号**
北海道江別市あさひが丘37番地の３
債務者　日當　裕介
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第７１号**
札幌市中央区北２条東10丁目15番地９
債務者　浜野　吉範
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第７２号**
札幌市中央区北２条東10丁目15番地９
債務者　浜野　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部